

「那須町宿泊税システム導入業務」に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

那須町宿泊税システム導入業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的及び募集趣旨

この実施要領は、那須町宿泊税条例の制定により、那須町役場税務課で使用する那須町宿泊税システムの構築を行う本業務の契約候補者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により募集及び選定を行うにあたっての手続き等を定めたものである。

本業務における確実なシステム構築と安定した運用に対する優れた提案を受け、業務の目的及び内容に最も適したシステムを導入する契約候補者を選定するため、プロポーザルにより実施する。

3 業務の概要

以下の内容を含む宿泊税システムの構築及び導入業務とする。

- (1) 宿泊税の課税、収納、交付金、滞納整理等に関する機能の構築
- (2) 電子申告・納付対応
- (3) 既存町税システム（税務システム等）との連携（可能な範囲）
- (4) Web 環境（クラウド）での運用またはクライアント・サーバー（オンプレミス）型での運用
- (5) 操作マニュアル、業務マニュアルの作成及び職員向け研修
- (6) 保守及びサポート体制の整備

4 履行期間

- (1) 委託期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 9 月 3 0 日まで

※ただし、宿泊税に関する国との協議の進捗により変更の可能性あり。

- (2) 運用保守

運用保守については別契約とするが、仕様書内容にもとづき見積書を提案すること。なお、運用保守期間は導入後 5 年間とする。

5 提案上限金額

提案に当たっての上限金額は、45,298,000 円（消費税額および地方消費税額を含む。）とする。

なお、当該金額は、本要領のシステム構築に係る合計金額の上限であり、別契約となるが年度ごとの保守に係る月額支払上限額は 88,000 円（同）とし、構築完了後からの支払いとする。

6 参加資格

以下のすべてを満たす法人（単独または共同企業体）とする。

- (1) 日本国内に本社または営業拠点を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

- (3) 地方自治体向け税務または公課システムの構築・導入実績を有すること。
- (4) 那須町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 21 号）第 2 条に規定される暴力団及び暴力団員等または密接関係を有するものではないこと。
- (5) 本町の町税又は現在の主たる事業所所在地の市町村税（特別区にあつては都税）、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 情報セキュリティマネジメントシステムの国際標準規格である ISO/IEC27001 (ISMS) の付与認定を受けていること。

※上記(3) 導入実績については、別紙提案システム等報告書（様式 2）を提出すること。

※上記(6) の付与認定については、別途認定証の写しも提出すること。

7 提案内容

提案書には以下の内容を含めること。

- (1) システムの基本構成、機能概要、技術仕様
- (2) 操作性、保守性、拡張性等に関する設計方針
- (3) 導入・運用スケジュール、作業体制、教育支援体制
- (4) 費用見積（内訳含む）、ライセンス体系
- (5) 保守対応体制、緊急時対応方針

8 実施スケジュール（予定）

- (1) 令和 7 年 7 月 3 0 日（水）：実施要領等の公表
- (2) 令和 7 年 8 月 8 日（金）午後 4 時：質問受付期限
- (3) 令和 7 年 8 月 2 0 日（水）：質問回答公表
- (4) 令和 7 年 8 月 2 7 日（水）午後 4 時：参加表明書等の提出期限
- (5) 令和 7 年 9 月 3 日（水）午後 4 時：資格審査結果通知日
- (6) 令和 7 年 9 月 1 0 日（水）午後 4 時：提案書類提出期限
- (7) 令和 7 年 9 月 2 4 日（水）：プレゼンテーション審査
- (8) 令和 7 年 9 月 2 6 日（金）：選定結果通知・公表
- (9) 令和 8 年 9 月末：業務完了

9 質問受付及び回答

- (1) 質問受付期間：令和 7 年 7 月 3 0 日（水）から令和 7 年 8 月 8 日（金）午後 4 時まで
- (2) 提出方法：電子メール（zeimu@town.nasu.lg.jp）にて提出
- (3) 提出書類：任意様式（件名「宿泊税システムプロポ質問」）で質問内容が明確に分かるように記載
- (4) 回答方法：令 7 年 8 月 2 0 日（水）までに町ホームページ上で公表する。
- (5) 担当者：那須町 税務課 人見

10 参加表明書等の提出

以下の書類を指定期日までに那須町税務課（担当：人見）へ提出し、参加資格審査を受けること。資

格不適合と判断された場合は本プロポーザルへの参加は認められない。

(1) 提出期限：令和7年8月27日(水)午後4時(必着)

(2) 提出先：那須町税務課

(〒329-3292 栃木県那須郡那須町大字寺子丙 3-13／TEL：0287-72-6936／担当：人見)

(3) 提出方法：次のいずれかの方法による。

ア 持参(土日祝日を除く午前9時から午後4時までの間に限る。)

イ 郵送(書留郵便に限る。事前に税務課まで連絡すること。)

ウ 電子メール(到達を電話で確認すること。)

那須町税務課(zeimu@town.nasu.lg.jp)宛てにPDF形式で送信すること。

(4) 提出書類(各1部) ※押印や原本証明書等は不要

ア 参加表明書(様式1)

イ 提案システム等報告書(様式2)

ウ 法人登記事項証明書

・提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可。

エ 町税等の納税証明書(町税等に未納がないことの証明書)

・提出日前1か月以内に事業所所在地で発行されたもの。写し可。

・発行窓口：事業所所在地の税務窓口

オ 情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC27001)の確認証の写し

カ 財務諸表

・直近1営業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分(損失処理)計算書を添付してください。

11 参加資格審査結果の通知

企画提案書の提出ができる者(以下「提案者」という。)は、前項の規定により提出された書類を審査した上で決定する。審査結果は、令和7年8月27日(水)までに参加表明書等を提出した者すべてに書面(電子メール)で通知する。なお、この結果に対する異議申し立ては受理しない。

12 企画提案書類の提出

参加表明書等が受理され、提案参加が認められた事業者は、以下の書類を期日までに提出すること。

(1) 提出期限：令和7年9月10日(水)午後4時(必着)

(2) 提出先：那須町税務課

(〒329-3292 栃木県那須郡那須町大字寺子丙 3-13／TEL：0287-72-6936／担当：人見)

(3) 提出部数：次のとおりとする。

ア 紙10部(正本1部、副本9部)

イ 電子データ(PDF形式)を保存したCD-R又はDVD-R1部 提出書類

(4) 提出書類の名称

審査に必要な書類として、次の書類を提出すること。なお、提出に当たっては、1部単位でクリップ止め又はフラットファイル等に綴ること。

ア 企画提案書(様式3を含む)

イ 機能要件一覧表（様式 4）

ウ 提案見積書（様式 5）

(5) 提案対象

別紙「那須町宿泊税システム導入業務調達仕様書」（以下「調達仕様書」という。）を熟読し、内容を十分に把握、理解した上で提案すること。

(6) 提出方法：次のいずれかの方法による。

ア 持参（土日祝日を除く午前 9 時から午後 4 時までの間に限る。）

イ 郵送（書留郵便に限る。事前に税務課まで連絡すること。）

ウ 宅配便（事前に税務課まで連絡すること。）

13 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合。なお、提案者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その限りではない。
- (2) 提出書類に不備があり、期間を定めて補正を求めたにもかかわらず当該期間内に補正されなかった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 複数の提案を行った場合
- (5) 提案見積金額が提案上限金額を上回る場合
- (6) 本プロポーザルの公告後、本業務に関することで審査委員に接触を求めた場合

14 プレゼンテーション等による審査

提案者は、次に定めるところによりプレゼンテーションを行い、本町は「那須町宿泊税システム導入業務に係る公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）における審査を実施する。

- (1) 開催日 令和 7 年 9 月 2 4 日（水）予定
- (2) 場所 那須町役場 ※開催日時、参集場所は提案者に別途通知する。
- (3) 持ち時間等 説明 20 分以内（厳守）、質疑応答 10 分程度
- (4) 説明者 説明は、本業務のプロジェクトに実際に参加する者が行うこと。なお、説明者以外の者は 2 名まで認める。
- (5) 説明方法 提出した企画提案書に沿って説明することとするが、操作性について、提案するシステムのデモ画面の操作などをプロジェクター等で投影しながら説明すること。
- (6) 使用機器等 プロジェクター（HDMI ケーブル含む）およびスクリーンは本町が用意する。
- (7) 審査方法 提案の評価は、本町が設置する審査委員会において審査を行い、採点した点数の合計を委員の数で除し、最も高い評価を得たものを契約候補者として選定します。ただし、合計点が 60 点未満であるなど、選定委員会が本業務を実施し得る能力に満たないと判断した場合、契約候補者を選定しないことがあります。

合計点が同点の場合は、見積金額が最も低い提案者を受託候補者とし、見積金額も同じ場合は、提案者から再度の見積書提出により、最も見積金額の低い提案者を契約候補

者とします。

応募者が 1 者の場合においても、最低点（60 点）を上回り、選定委員会での協議により総合的に評価の高い提案を行ったと判断すれば契約候補者として選定します。

なお、見積金額が前述の委託金額の上限額を超えていた場合は直ちに失格とします。

(8) 審査評価項目（様式 6）のとおり

15 選定結果通知（契約候補者の決定）

選定結果は、全参加者へ郵送により通知する。

また、那須町公式ホームページ上において選定結果を公表する。

なお、個別の得点や評価内容の公表は行わないものとする。

16 契約の締結

選定された契約候補者と次のとおり契約締結の協議を行う。なお、協議が不調となった場合は、次順位の者から順に、同様の協議を行う。

- (1) 企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となるが、本業務の目的達成のため、必要に応じて内容の修正および変更を行う。

17 問合せ先

那須町税務課

〒329-3292 栃木県那須郡那須町大字寺子丙 3-13

電話：0287-72-6936

E-mail：zeimu@town.nasu.lg.jp

18 その他留意事項

- (1) 提案は 1 事業者につき 1 つとし、複数の提案は認めません。
- (2) 提出された応募書類は返却しない。
- (3) 資料の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とします。
- (4) 本要項に記載のない事項又は本要項に疑義が生じた場合は、本町と協議し、その決定に従うこととします。